# 省　令

**○農林水産省令第十八号**

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）及び農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月二十五日

農林水産大臣　吉川　貴盛

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （海外輸入規制対策室並びに輸出産地調整官、海外展開専門官、輸出戦略調査官、海外輸入規制対策専門官及び訴訟専門官） | （海外輸入規制対策室並びに海外展開専門官、輸出戦略調査官、海外輸入規制対策専門官及び訴訟専門官） |
| **第二十六条**　輸出促進課に、海外輸入規制対策室並びに輸出産地調整官三人、海外展開専門官一人、輸出戦略調査官一人、海外輸入規制対策専門官五人及び訴訟専門官一人を置く。 | **第二十六条**　輸出促進課に、海外輸入規制対策室並びに海外展開専門官一人、輸出戦略調査官一人、海外輸入規制対策専門官五人及び訴訟専門官一人を置く。 |
| 2・3　（略） | 2・3　（略） |
| 4　輸出産地調整官は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する事務のうち当該物資の産地との調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を整理する。 | （新設） |
| 5～8　（略） | 4～7　（略） |

**附　則**

この省令は、令和元年七月二十六日から施行する。

**○国土交通省令第二十六号**

海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、海難審判法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

海難審判法施行規則の一部を改正する省令

海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第九十四条**　法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千五十円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり七千六百五十円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。 | **第九十四条**　法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり七千六百円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。 |

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、令和元年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。